



# 付加価値税の基礎

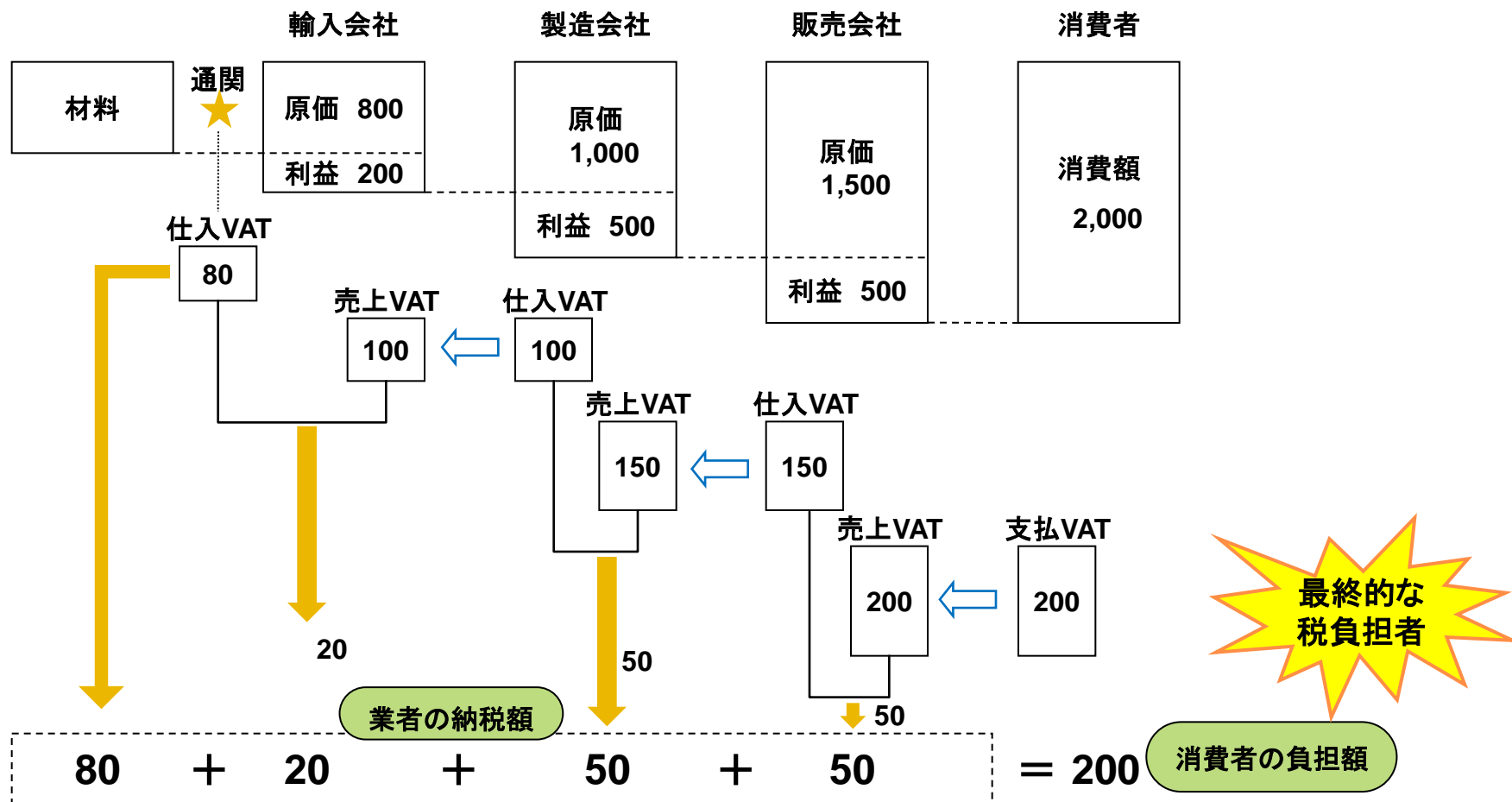
アシスタントマネジャー  
マネジャー

北村 康晃  
伊藤 進

1. 付加価値税の概要
2. 課税対象取引・課税対象外取引
3. 課税点
4. 納税額の計算
5. Tax Invoice
6. 納付・還付・繰越の手続き
7. 事例紹介

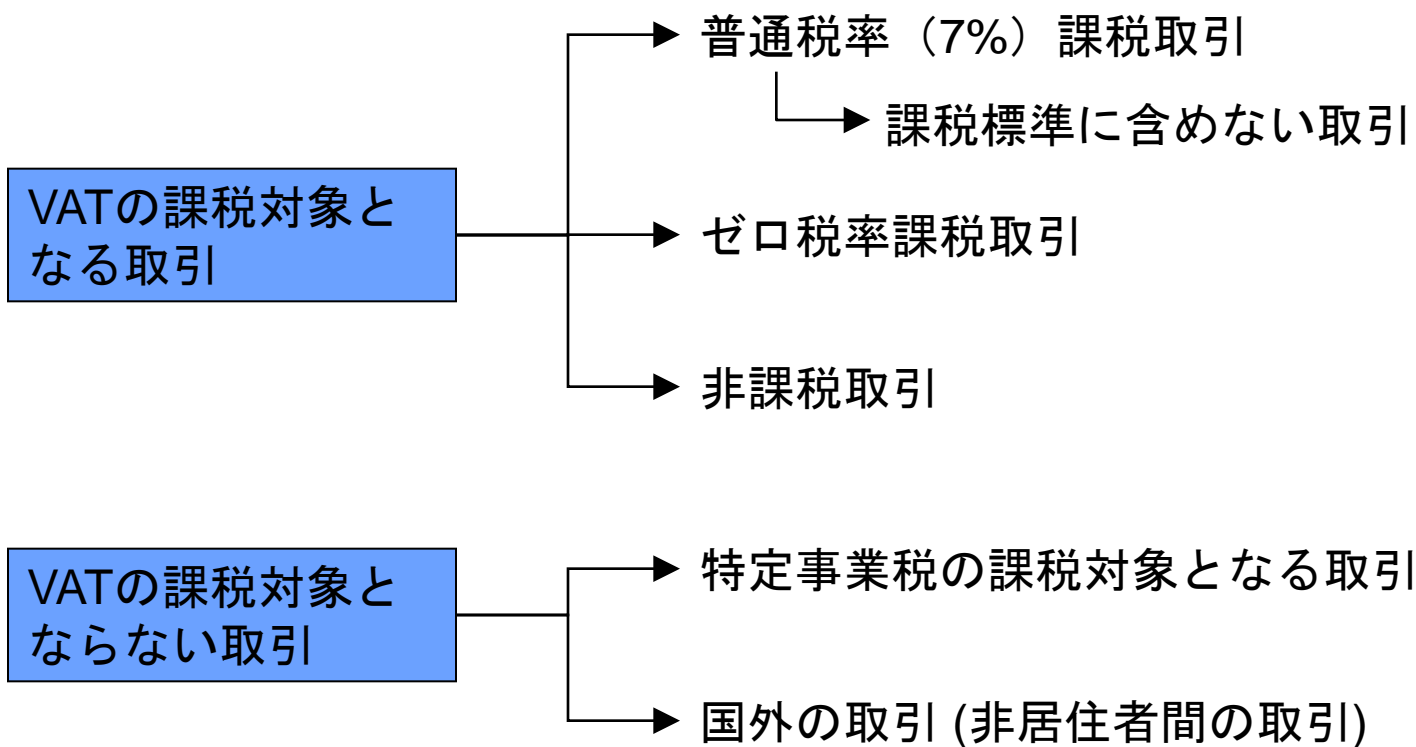
# 1. VATの概要 メカニズム

＜物流過程における徴税と負担の仕組み＞ ※便宜上、VAT税率を10%（現行は7%）としている。



## 2. 課税対象取引・課税対象外取引

- 取引の分類



## 2-1. 課税対象取引

普通税率課税対象取引（現行7%）

(Revenue Code Sec.77/2)

タイ国内で行われた以下の取引を対象とする。無償譲渡、自己消費、棚卸差損も含む。

- ①物品の販売    ②サービスの提供    ③物品及びサービスの輸入

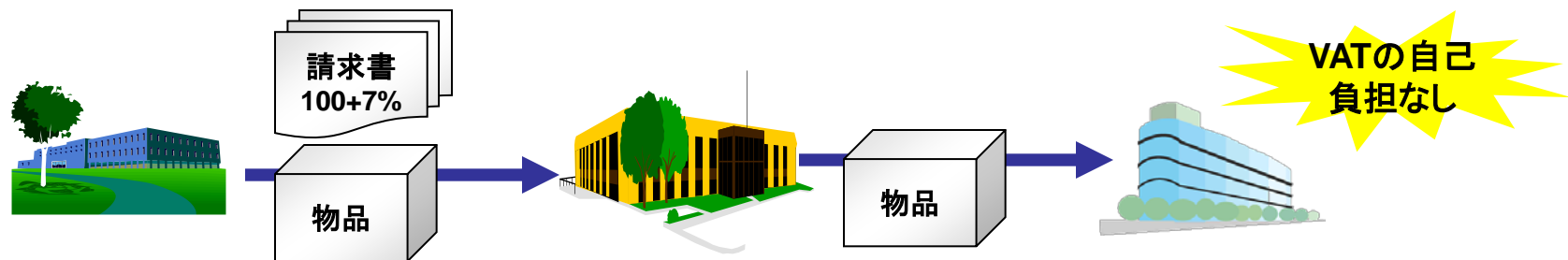
課税標準に含まれない取引

(Notification of the Director – General of Revenue Dept. No. 40)

申告書売上上に含めない(VATも課税されない)→対応する仕入VATは還付請求ができる。

本来課税取引であるが、VATの計算に含めない取引  
例)

景品、サンプル品、被害者救済や教育機関のための物品寄付(政府主催プロジェクトに限る)



$$\text{VAT納税額} = 0 \text{ (売上VAT)} - \text{仕入VAT} = - \text{仕入VAT} \quad \Rightarrow \quad \text{仕入VATの還付}$$

## 2-2. 課税対象取引

ゼロ税率課税取引

(Revenue Code Sec.80/1)

以下の場合には税率0%として売上VATをゼロにする→対応する仕入VATは還付請求ができる。

## ①物品の輸出

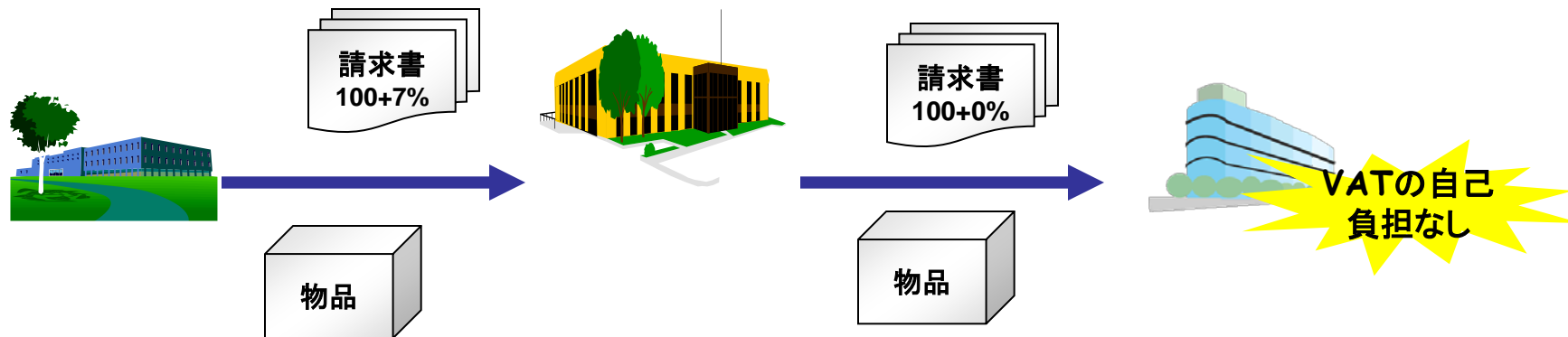
- ・実際に通関手続を行った国外への物品の販売
- ・輸出加工区（EPZ）に搬入した物品の販売
- ・保税免税店への物品の販売

## ②サービスの輸出

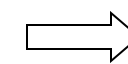
- ・タイ国内で遂行されるが、国外で使用されるサービス

## ③その他

- ・EPZ・保税倉庫間取引
- ・国際運輸業務
- ・外国借款プロジェクトetc...



$$\text{VAT納税額} = 0 \text{ (売上VAT)} - \text{仕入VAT} = - \text{仕入VAT}$$



仕入VATの還付

## 2-3. 課税対象取引

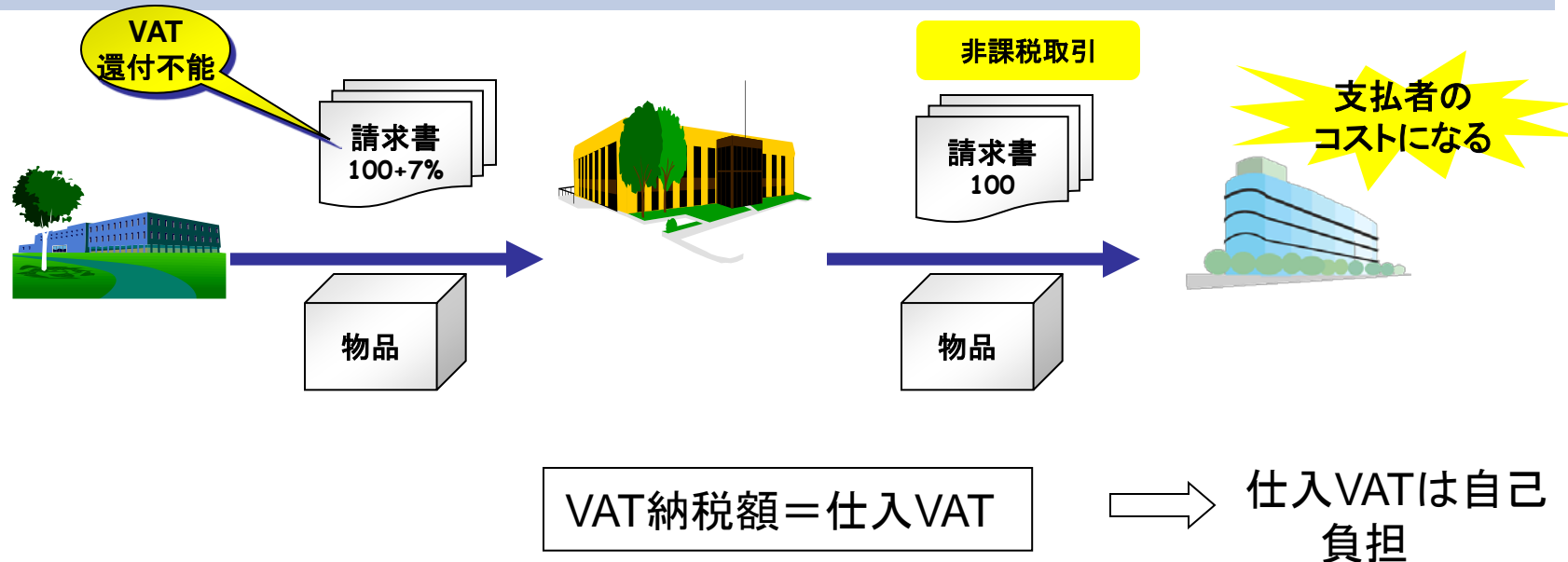
非課税取引

(Revenue Code Sec.81)

以下の場合売上VATは非課税→対応する仕入VATの還付はできない。

特定の物品の販売又はサービスの提供(公共的事業、非収益的事業等)

特定の物品の輸入(国外からEPZに搬入される物品、輸入関税還付対象となる再輸出される物品等)



## 2-4. 課税対象外取引(特定事業税)

以下の取引は、特定事業税 (SBT) の課税対象として、  
VAT課税対象外取引とされている。

(Revenue Code Sec.77/3)

①銀行業	税率 3.30%
②ファイナンス業、証券業	3.30%
③生命保険業	2.75%
④質業	2.75%
⑤不動産販売	3.30%
⑥銀行類似業務 (金銭貸付、債務保証等)	3.30%
⑦証券取引所における証券販売	免税

(参考) (Royal Decree No.246)  
SBT課税対象取引に類似しているが、  
VAT課税対象取引であるもの

- ・ 動産の賃貸
- ・ 資産のハイヤーパーチェス
- ・ クレジットカードサービス
- ・ コンサルティングサービス
- ・ 証券取引の仲介・代理
- ・ 証券引受
- ・ SBT課税対象事業に関連する  
その他のサービス

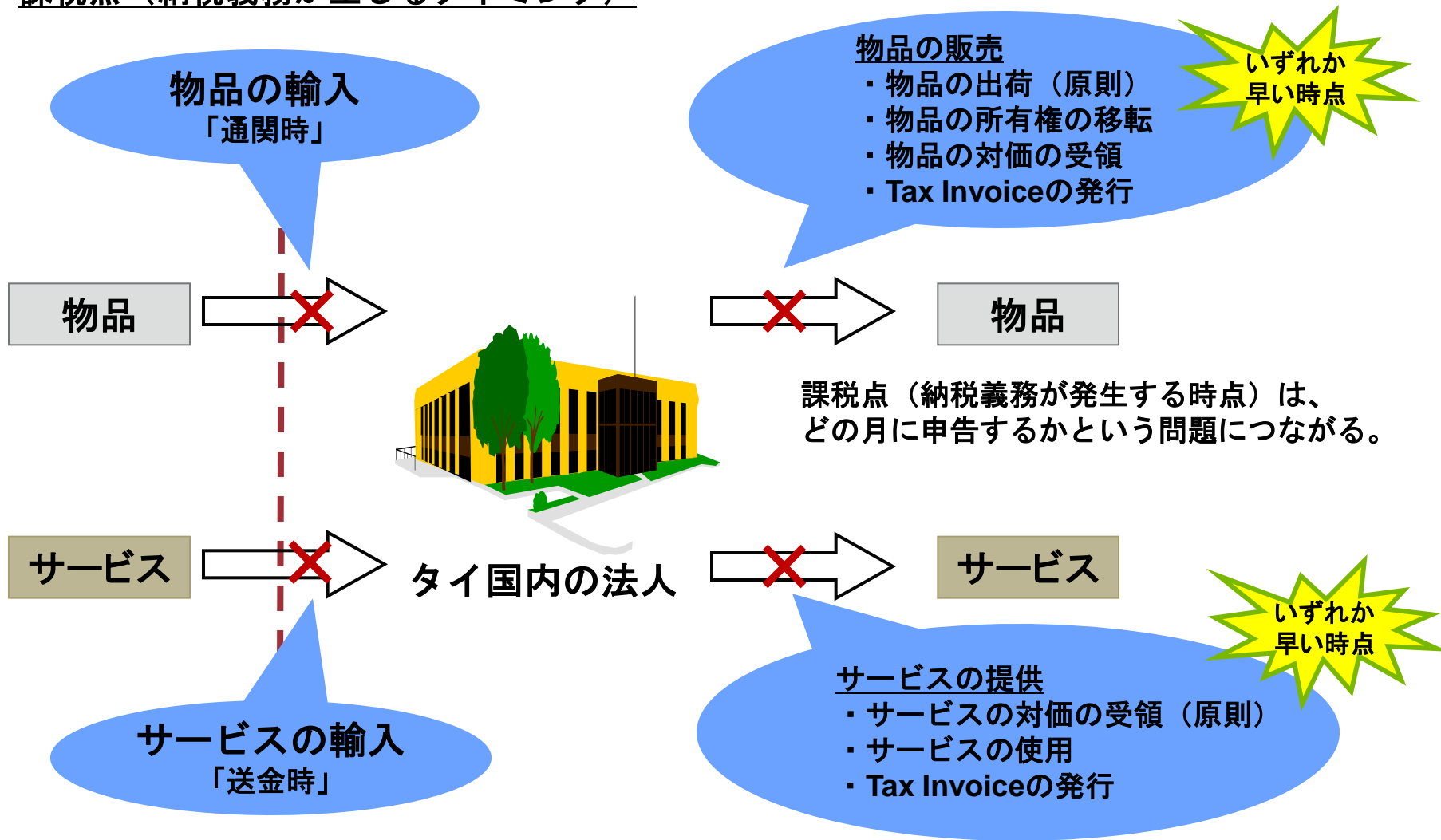
## 一般企業でも該当する可能性のある取引

- ⑤法人が事業のために所有していた不動産の売却 (Royal Decree No.342)  
売却価額 × 税率。売却側は、土地の譲渡に関する登記の際、売却側に土地局への申告・納税義務。
- ⑥関係会社に対する金銭貸付 (Departmental Instruction No.Paw.26/2534)  
受取利息 × 税率。利息の発生又は受領日の翌月15日までに、貸付側に歳入局への申告・納税義務。  
なお、貸付日前6ヶ月間議決権の25%以上を所有している又はされている会社への貸付は対象外。



### 3-1. 課税点（納税義務が生じる時点）

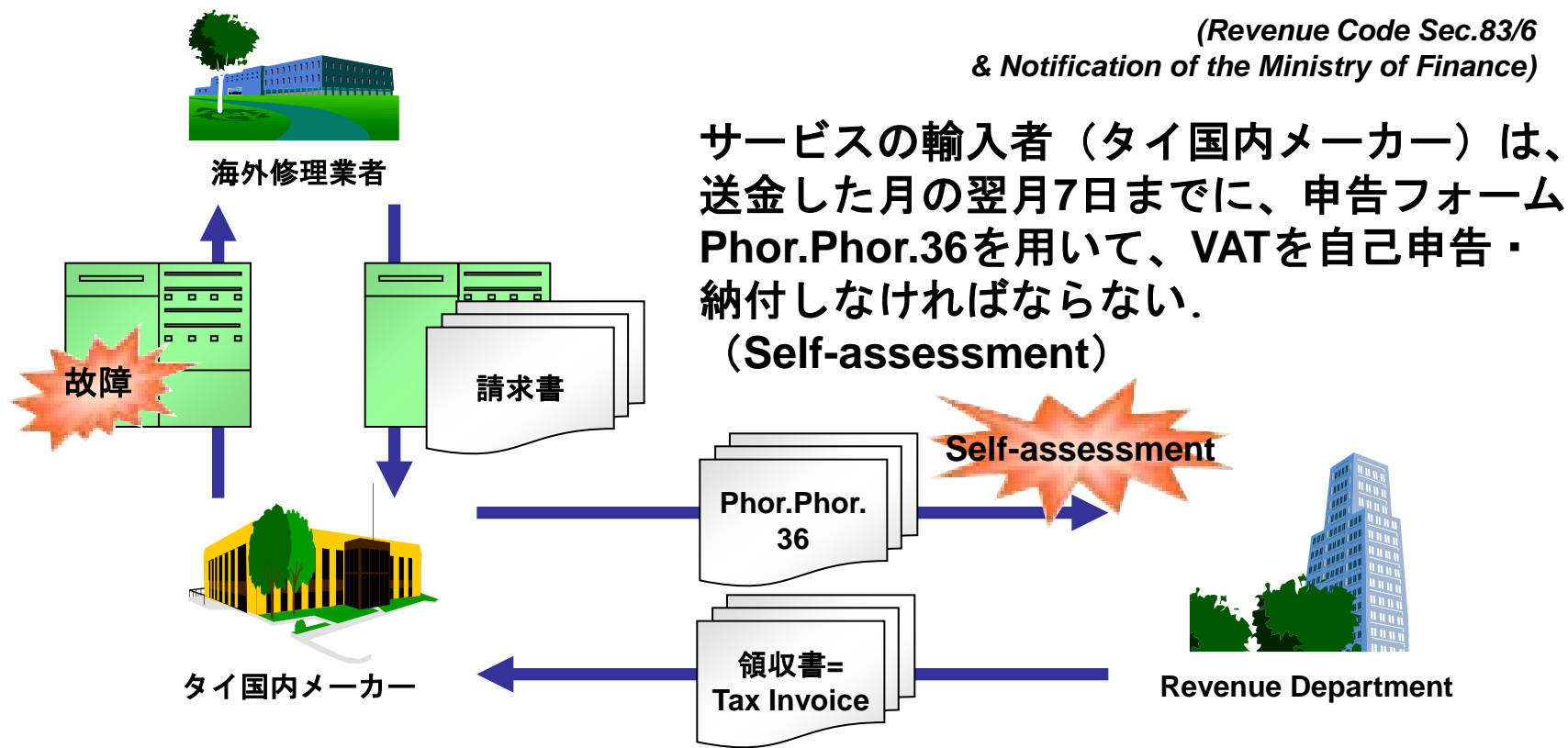
#### 課税点（納税義務が生じるタイミング）



## 3-2. 輸入に係るVAT

## VAT普通税率課税対象となる「サービスの輸入」とは...

タイ国外で遂行され、タイ国内で使用されたサービス。



## 4 . 納税額計算 課税所得

VAT

=

課税標準

×

税率

(販売価格±α)

## 課税標準に含めない取引

*(Revenue Code Sec.79  
& D.G.Notification on VAT No.40)*

- ・ 販売時における値引 (Tax Invoiceにその旨記載されていなければならない)
- ・ 歳入局長が認める売上割戻 (実際には歳入局の通達がなく認められない)
- ・ 景品・サンプル等 (販売と同時提供すること、販売物品等よりも価値が低いこと等の条件がある)
- ・ タイ国外で行われる物品の販売に対してタイ国外の会社より受領するコミッション etc.

## 市場価格を課税標準とする取引

*(Revenue Code Sec.79/3  
& Royal Decree No.245)*

- ・ 無償又は低廉による物品販売・サービス提供
- ・ 事業以外のための物品・サービスの自己消費
- ・ 棚卸差損
- ・ 事業を清算する場合の保有資産 etc.

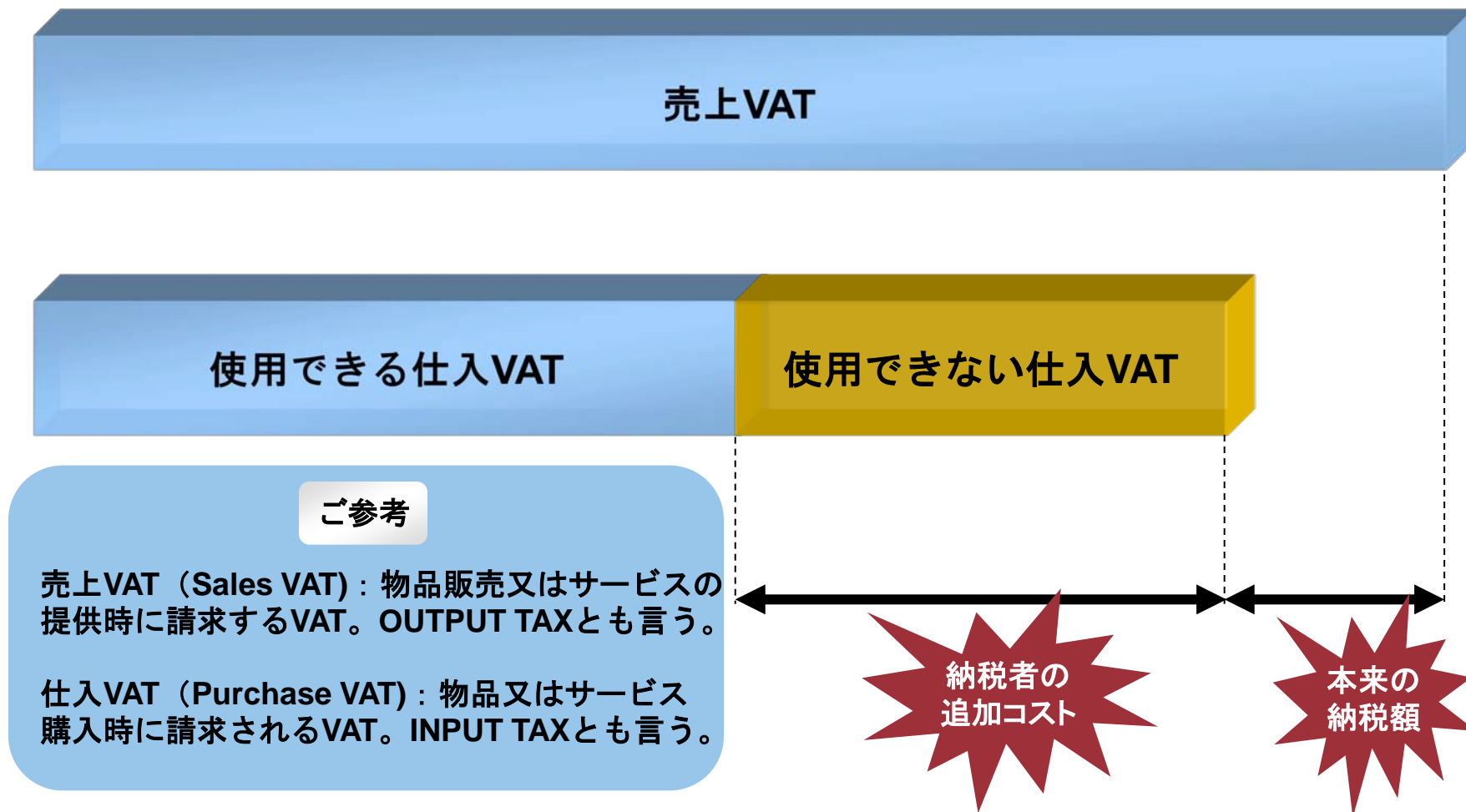
## 輸入物品の課税標準

*(Revenue Code Sec.79/2(1))*

関税局査定のCIF価格+輸入関税 (BOI減免額を含む) + 物品消費税等 (あれば)

## 4-1. 納税額計算 税額控除できない仕入VATの影響

税額控除に使用できない仕入VATにより、納税者の追加コストが発生。



## 4-2. 納税額計算 税額控除に使用できない仕入VAT



支払者の  
コストになる

(Revenue Code Sec.82/5  
& D.G.Notification on VAT No.17)

以下の仕入VATは、売上VATから控除できない。

①取引証明書であるTax Invoiceがない又はTax InvoiceによるVATの徴収を立証できない場合

②記載事項に誤りや不備があるTax Invoiceに基づくVAT

③事業に直接関係しない支出に係るVAT

④交際費に係るVAT

⑤Tax Invoiceの発行資格のない者が発行したTax Invoiceに基づくVAT

⑥その他

- ・ 乗用車又は10人乗り以下のバスの購入・ハイヤーパーチェス・リースに係るVAT（専門業者は除く）
  - ・ スーパー等の簡易Tax Invoiceに基づくVAT
  - ・ VAT非課税事業で使用するために購入した物品・サービスに係るVAT
- etc.

⑦事前印刷又はパソコン打出しによらないTax Invoiceに基づくVAT（発行者氏名・住所・納税者番号）

法人税計算上の留意点

(Revenue Code Sec.65ter. 6 bis )

上記の「税額控除に使用できない仕入VAT」のうち、④と⑥については、損金算入が認められている。

## 5-1. Tax Invoiceの要件

## Tax Invoiceの要件

- ①「Tax Invoice」という記載
  - ②発行者の名称、住所および納税者番号 (Revenue Code Section 86/4, 86/6)
  - ③商品・サービスの購買者の名称、住所
  - ④Tax Invoiceの番号(あれば冊番も)
  - ⑤商品・サービスの名称、種類、区分、数量および価格
  - ⑥VAT金額(商品・サービスの本体価格と分けて記載)
  - ⑦Tax Invoiceの発行日付
  - ⑧局長が定めるその他の事項(他の書類との同時発行、支店発行の場合はその旨記載)
- ※基本的にタイ語、タイバーツおよびタイもしくはアラビア数字を用いることが求められる。
- ※小売業の場合、記載要件の一部が省略される。

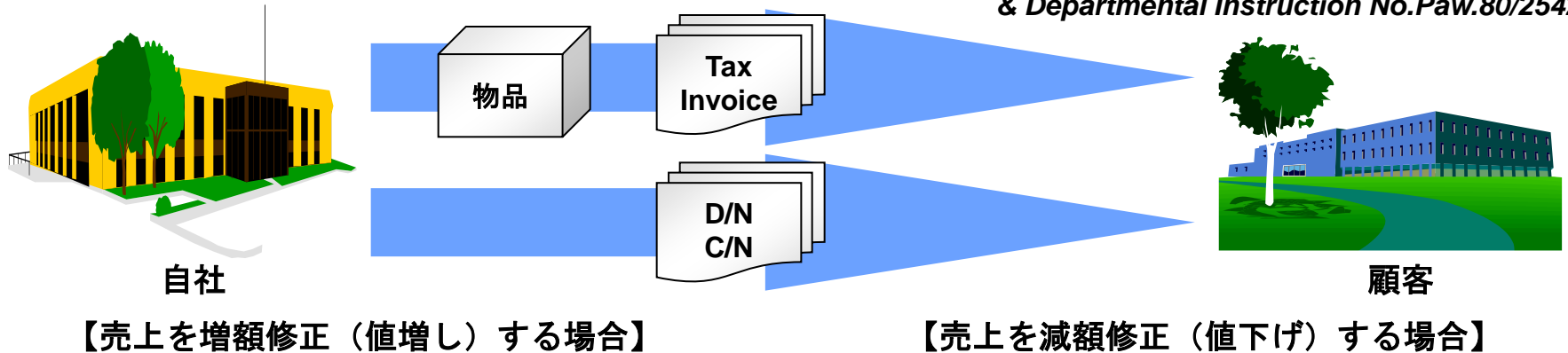
## 変更点

売上VAT記録、仕入VAT記録に関する規定の改定(2015年1月1日以降発行のTax Invoiceから適用)

顧客/物品販売者の納税者番号及び事業所(本店/支店)の記載が要求される。

## 5-2. Tax Invoiceの修正

(Revenue Code Sec.82/9, 82/10, D.G.Notification No.82  
& Departmental Instruction No.Paw.80/2542)



### Debit Note (D/N)

当初合意していた販売数量/サービスよりも多くの数量/サービスを販売/提供した場合

計算ミスにより請求不足があった場合

### Credit Note (C/N)

提供した物品/サービスが、当初合意していた条件と異なる場合、瑕疵がある場合、不十分である場合

計算ミスにより過大請求があった場合

物品に瑕疵があったり、サンプルや事前の説明と異なるため、合意に基づき返品がなされた場合

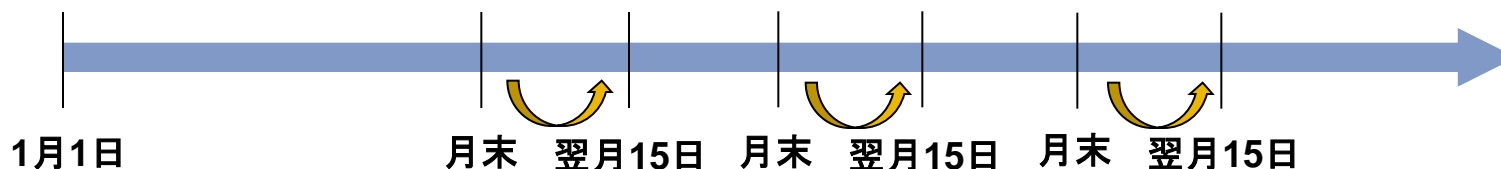
その他歳入局長が定めた事由（法的な補償要求、合意に基づく前受金等の返還、合意に基づく交換等）

VATの修正に対する歳入局のスタンスとしては、  
値増しは幅広く解釈、値下げは厳密に解釈する

## 6-1. 納付手続

課税期間は月次ベース

Tax invoiceに基づき、当月の売上VATと仕入VATの差額を集計し、申告フォーム（Phor.Phor.30）を用いて翌月15日までに納付する。



### Tax Invoice方式

全てのVAT取引は、Tax Invoiceを使用して立証しなければならない。

### Tax Invoiceの発行者

Tax Invoiceは、**原則として供給者が**発行する義務がある。

#### 例外

物品の輸入...**輸入者が**通関時に関税局へVATを支払う。

→ 「関税局の発行した領収書」がTax Invoiceになる。

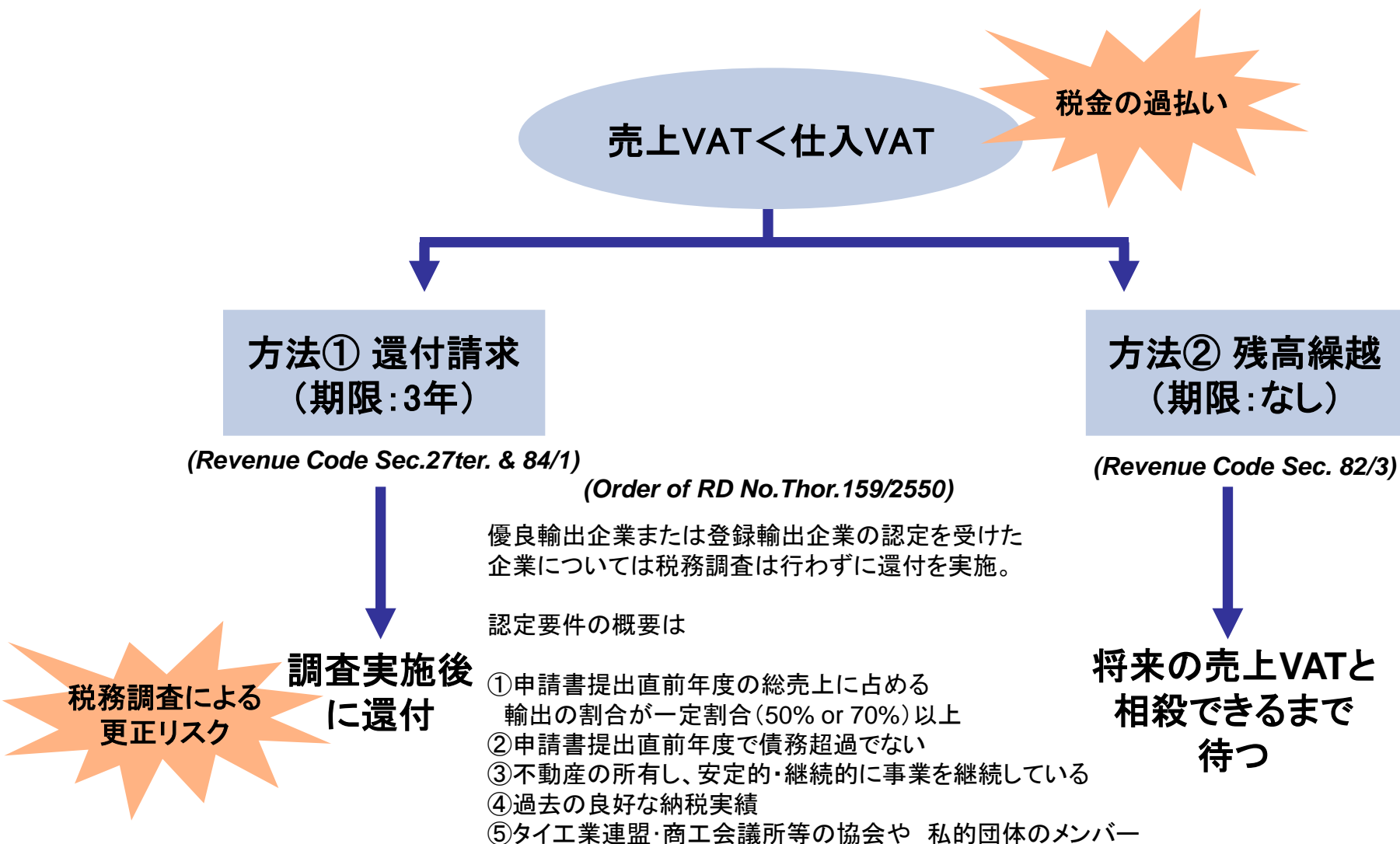
サービスの輸入...**輸入者が**サービス料を支払った翌月に歳入局へVATを支払う。

→ 「歳入局の発行した領収書」がTax Invoiceになる。

Self-assessment  
必要



## 6-2. 還付・繰越の手続



## 7-1. VATの事例 (1)国内商社を経由した輸出取引

## 【物品直送輸出取引の場合】

## 請求書 ①(タイ国内メーカー→タイ国内商社)

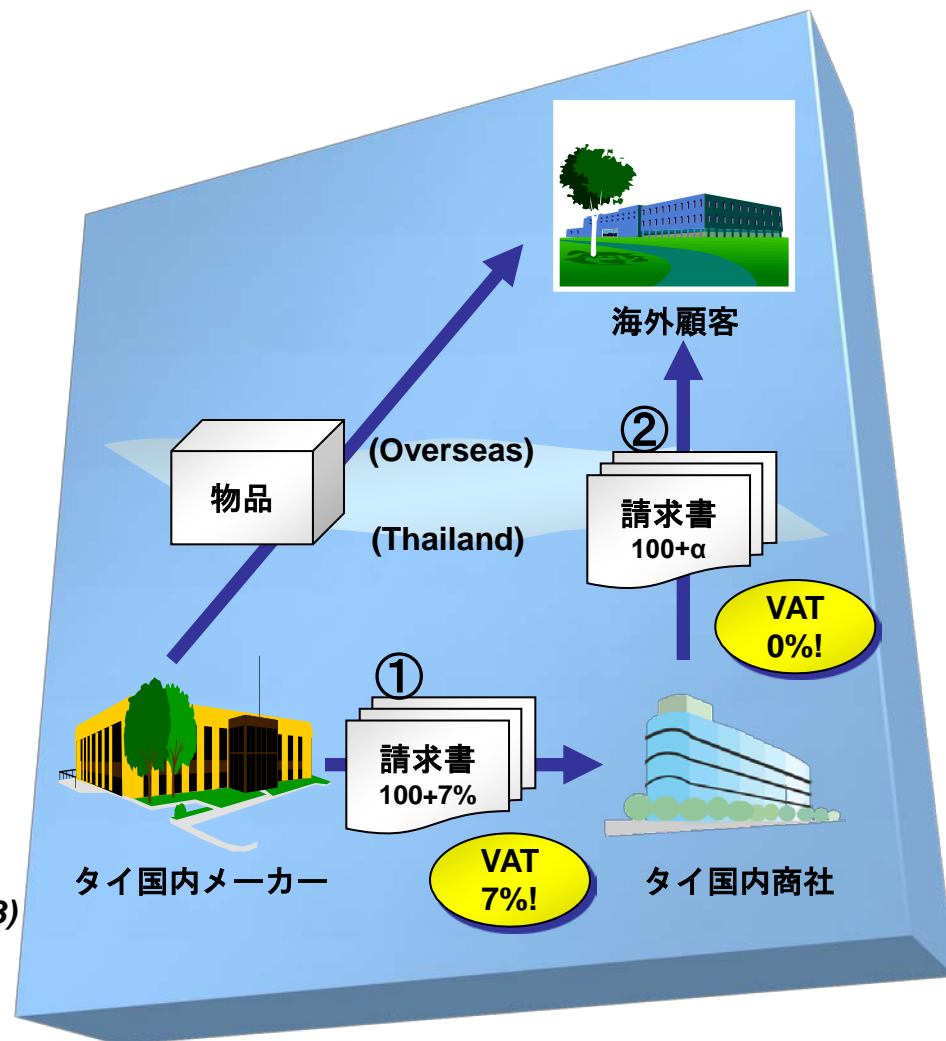
- 国内メーカーは、国内商社の指示に基づき、同国内商社に納品するものと考えられるため、タイ国内における物品の販売として、VAT普通税率課税対象取引に該当する(Tax Invoice発行必要)。

## 請求書 ②(タイ国内商社→海外顧客)

- 物品の輸出は、本来はVATゼロ税率課税取引に該当するため、国内商社は国内メーカーに支払った仕入VATを還付請求できる。
- しかし、輸出手続を国内メーカーが行うと、国内商社の手元には通関書類が残らない。
- 国内商社は、ゼロ税率を享受するためには、以下の書類を入手しておく必要がある。

(Departmental Instruction No.Paw.97/2543)

- 海外顧客が国内商社から購入したことを証明する書類(PO等)
- 国内商社が国内メーカーから購入したことを証明する書類とTax Invoice
- 国内商社名が記載された請求書に基づく入金を証明する書類(L/C等)
- 国内メーカー名が記載された輸出通関書類のコピー



## 7-2. VATの事例 (2)国内商社を経由した輸入取引

## 【物品直送輸入取引の場合】

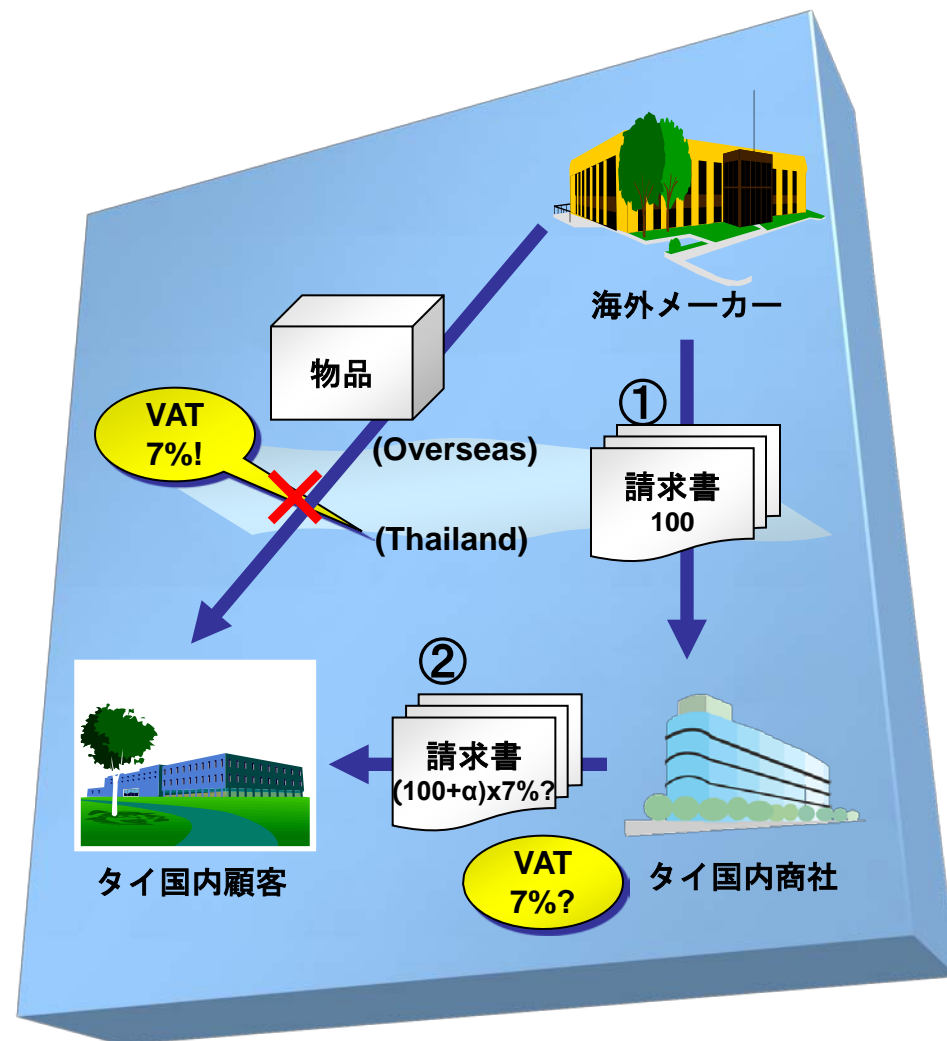
## 請求書①(海外メーカー→タイ国内商社)

- ・国内商社がImporter、国内顧客がConsigneeとして通関手続を行う。
- ・物品の輸入の課税点は通関時点であるため、国内顧客が税関に輸入関税とVATを支払う。
- ・請求書上はVAT考慮不要。

## 請求書②(タイ国内商社→タイ国内顧客)

- ・タイ国内における物品の販売として、形式上はVAT普通税率課税対象取引に該当する。  
(しかしそのままではVAT二重課税が生じる)
- ・国内商社が、税関が発行したVATの領収証のコピーを国内顧客から入手しておけば、VAT課税は免除される。

(Departmental Instruction No.Paw.97/2543)



## 7-3. VATの事例 (3) 海外の商社を経由した国内取引

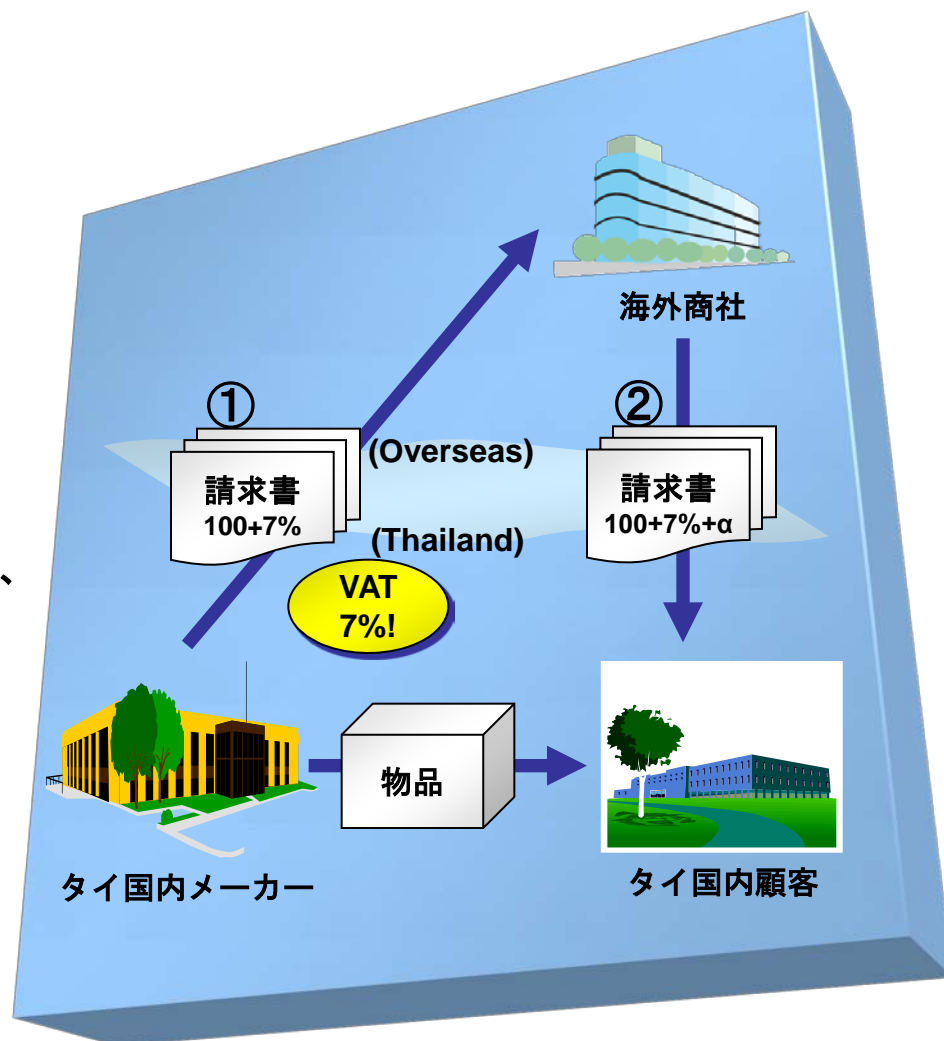
【物流は国内、請求書は輸出入となる取引の場合】

## 請求書 ① (タイ国内メーカー→海外商社)

- ・ 物品は海外に搬出されておらず、タイ国内の販売として、VAT普通税率課税対象取引に該当する (Tax Invoice発行必要)。
- ・ 海外商社はVAT登録業者ではないため、仕入VATの還付請求ができない。従って、海外商社にとっては、VATがコストになってしまう。

## 請求書 ② (海外商社→タイ国内顧客)

- ・ 海外商社は仕入VAT相当のコストを上乗せして国内顧客に請求せざるを得ない。



## 7-4. VATの事例 (4)国内商社を経由した海外取引

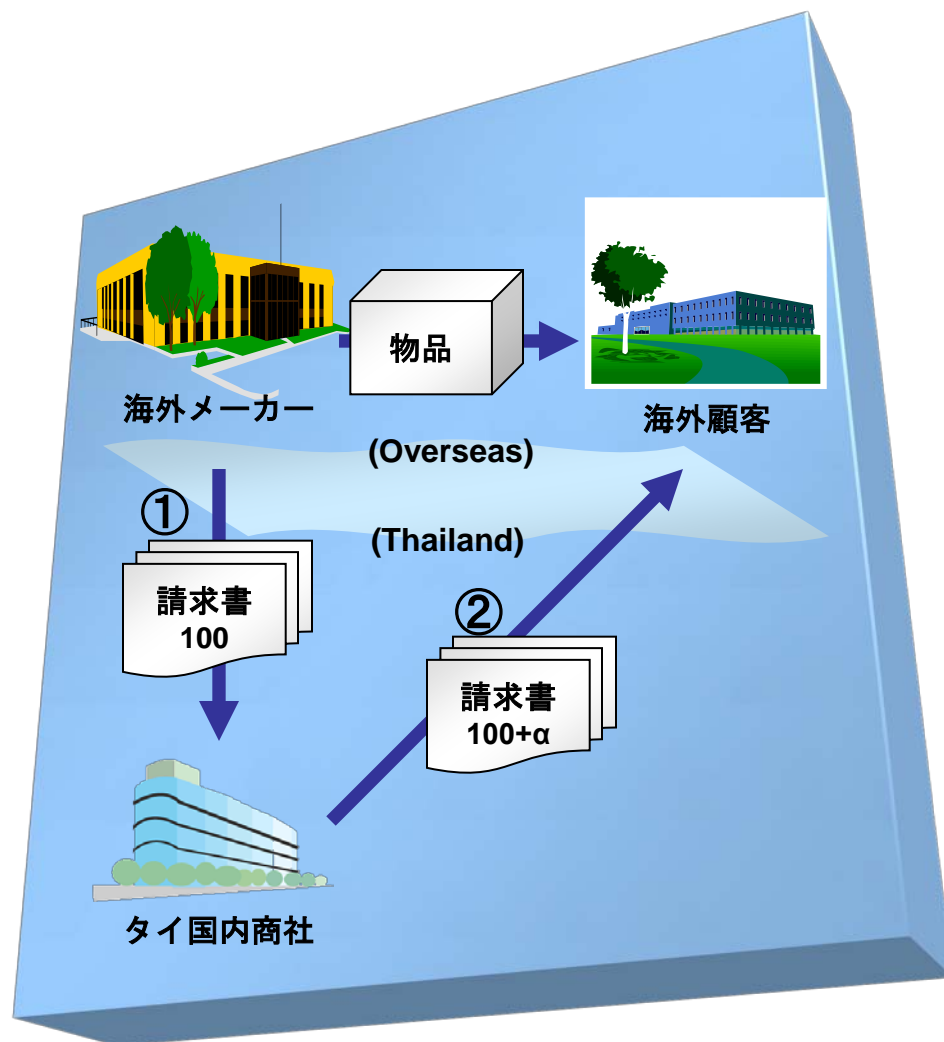
【物流は海外、請求書は輸出入となる取引の場合】

請求書 ① (海外メーカー→タイ国内商社)

- ・物流は海外において完結しているため、タイ国内の販売とはならず、VAT課税対象取引には該当しない。

請求書 ② (タイ国内商社→海外顧客)

- ・物流は海外において完結しているため、タイ国内の販売とはならず、VAT課税対象取引には該当しない。





# 関税調査への対処法

アシスタントマネジャー  
マネジャー

北村 康晃  
伊藤 進

1. 関税額の計算方法
2. 取引価額の評価
3. 関税調査の背景
4. 罰金及び時効
5. 指摘事項の事例
6. 通関申告時に含めるべきロイヤルティ
7. 関税追徴リスクを軽減するための対策

# 1. 関税額の計算

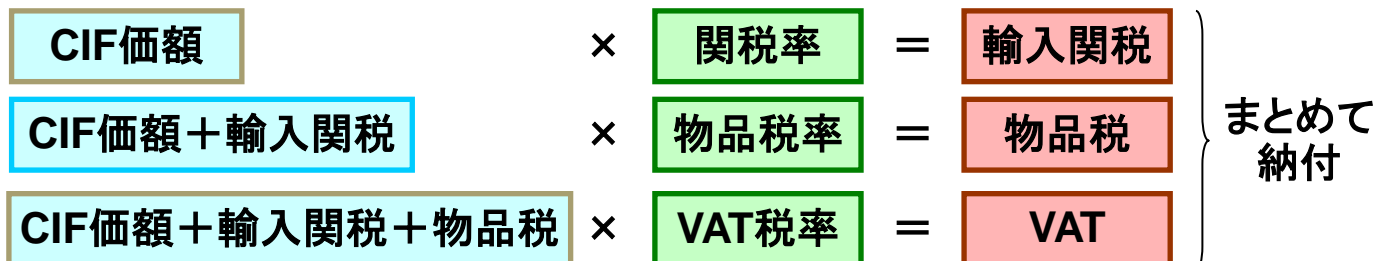
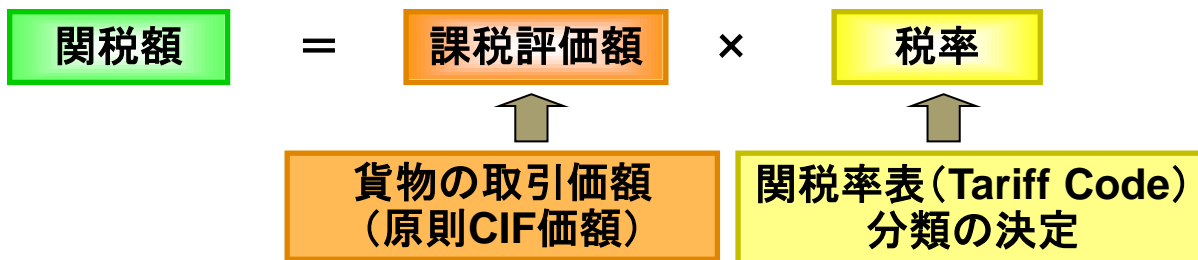
## 課税対象

①タイ国内に輸入される物品

②タイ国外に輸出される物品

輸入品目については、幅広く関税の対象とされているが、電子部品などの産業促進の対象となっている品目について政策的に関税率が下げられているほか、AFTA、FTA、EPAなどによりさらなる関税率の引き下げや非課税対象輸入品が増加傾向にある。輸出品目については、関税の対象が米、ゴム、木材、生糸、魚粉などに限定される。

## 輸入関税額の計算





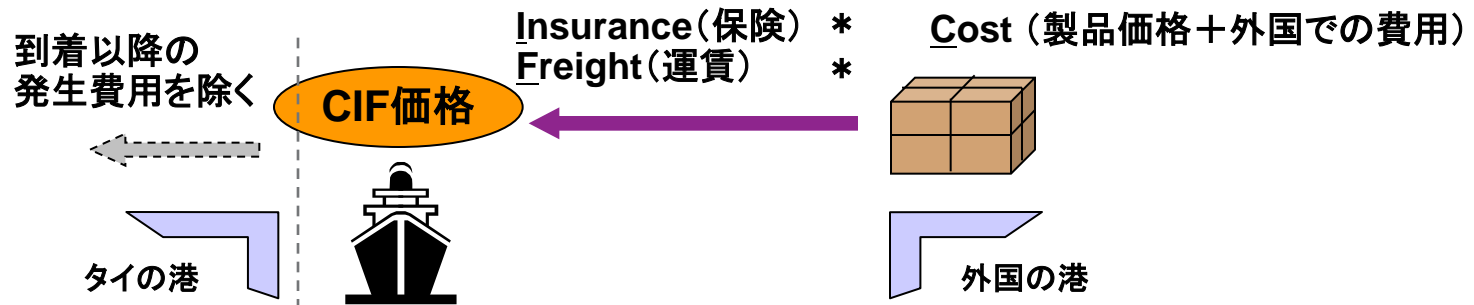
## 2. 取引価額の評価(1/2)

### 取引価額法 (Transaction Value Method)

「輸入貨物の取引時に、買手から売手に対して現実に支払われた、又は支払われるべき価格」 = 現実支払価格

#### 控除費用

- 輸入申告日後の据付け、組立、整備、技術指導に関する役務
- 輸入港到着後の運賃・保険料等
- 関税その他の課徴金



\* インボイス上に含まれていない場合:

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{FOB価額} \times 1\% \\ \text{船舶運賃} &= \text{FOB価額} \times 10\% \end{aligned}$$

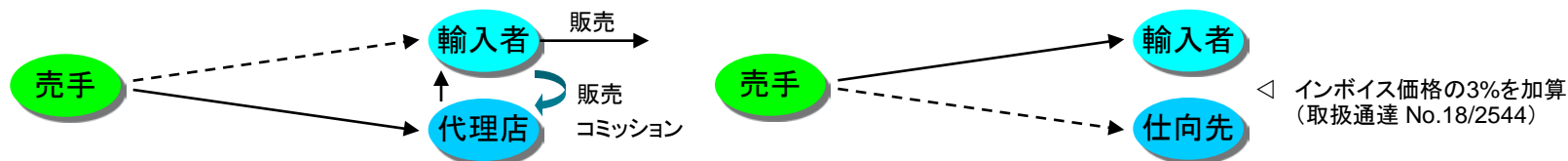
} みなし加算  
(取扱通達 No.35/2543)

## 2. 取引価額の評価(2/2)

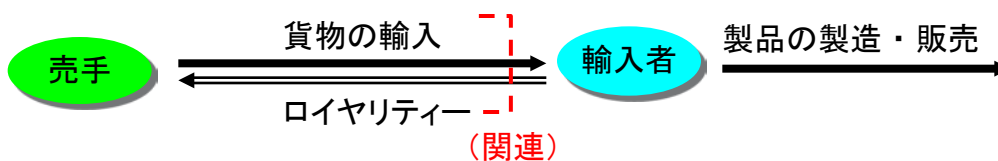
現実支払価格 + 加算要素

- 容器等の費用: 輸入貨物と一体をなすものとして取扱われる容器の費用
- 補助品の費用: 輸入貨物に組み込まれた材料、コンポーネント、部品等の費用
- 運送費その他: 保険料、輸入港までの輸送費、積み下ろしその他の費用

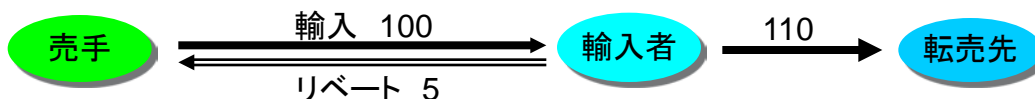
- 支払手数料: 手数料及び仲介料



- ロイヤリティー: 輸入貨物に関連するロイヤリティー・ライセンス料



- リベート: 輸入貨物の再販売、処分または使用により得られる収益で売手に帰属するもの



### 3. 関税調査の背景

#### 関税調査厳格化の背景

- 通常の輸出入申告手続きでは、通関作業を迅速化するために、税関職員による詳細な審査がなされることはない ⇒ 徴収漏れ防止措置としての通関後検査

#### 通関時書類の遡及的検査



物品の通関申告額の正当性

適切な関税コードの適用の是非

通関書類の整備・不備

BOI免税恩典の適用手続の妥当性

- FTAによる域内関税の引き下げや様々な国との自由貿易協定の締結
  - ⇒ 関税収入の減少
  - ⇒ 関税徴収効率の引き上げ策を強化

## 4. 罰金および時効(1/2)

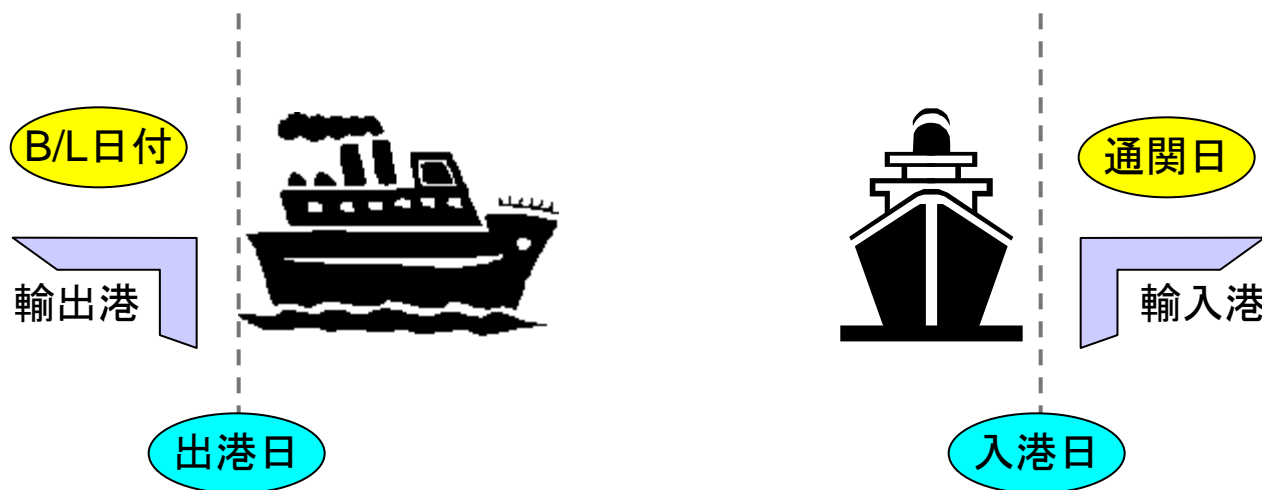
- 関税調査は一般的に2~5年毎に実施される。
- 加算税(ペナルティ)と延滞税

税金の種類		要因	根拠条文	金額	備考
関税	加算税 (Penalty)	過少申告	関税法27条	輸入関税:200%(追徴税額の2倍) 輸入VAT:100%(追徴税額と同額)	交渉により軽減される場合もある
		無申告		(輸入物品の関税評価額+輸入関税+輸入VAT) × 200%~400%	
		ハンドキャリー		(輸入物品の関税評価額+輸入関税+輸入VAT) × 400%	
	申告書類の不備	1書類あたり50,000バーツ			
	延滞税 (Surcharge)	納付遅延		関税については月1% 輸入VATについては月1.5% (いずれも追徴税額と同額が限度)	除算期間なし

## 4. 罰金および時効(2/2)

## □ 関税の時効

- 関税に係る債務の時効は10年。ただし密輸などの刑事刑については15年。
- 輸入関税に関しては、輸入貨物が輸入港に到着した日より起算する。
- 輸出関税に関しては、輸出貨物が輸出港を離れた日より起算する。



## 5. よくある指摘事項

- **ハンドキャリー**による持ち込み品についての無申告・税金未納
- 通関書類と他の書類との**不整合・書類の不備**
- **誤った関税コード**の使用
- 通関申告額の**過少申告**
- 輸入物品に係る**ロイヤリティー支払い額**の申告額への不加算
- **クーリエ便**による**輸入品**の無申告・税金未納（サンプル品・部材の輸入など）
- **BOI免税恩典**の利用に関わる手続き上の不備
  - Section 36(1) による免税材料の国内売上げ時の関税未納
  - Section 30及び36(1) の同時利用の場合の在庫管理の不備
  - 間接輸出の場合の書類の不備又は不整合
  - スクラップ材に関する記録の不備
- 輸出加工区内企業の**在庫記録**の不備



## 5-1. 指摘事例－ハンドキャリー

### ハンドキャリー

－請求インボイスに『ハンドキャリー品』であることが記載されている



－固定資産台帳に載っているが、関連する輸入通関書類がない

固定資産台帳

品名	数量	単価	総額
AppleSource	1	100000	100000
...	...	...	...



## 5-2. 指摘事例－書類の不備

### 書類の不整合

支払い時のインボイス

AppleSource  
INVOICE  
DATE: 2014/01/01  
TO: 株式会社 ABC  
FROM: AppleSource Co., Ltd.  
品名: 輸入品  
数量: 100個  
単価: 2,000円  
金額: 200,000円  
消費税: 40,000円  
合計: 240,000円

輸入申告書類

EDI  
輸入申告書  
申告額: 200,000円

通関時のインボイス

AppleSource  
INVOICE  
DATE: 2014/01/01  
TO: 株式会社 ABC  
FROM: AppleSource Co., Ltd.  
品名: 輸入品  
数量: 100個  
単価: 2,000円  
金額: 200,000円  
消費税: 40,000円  
合計: 240,000円

通関時の申告額と支払額が異なる



## 5-3. 指摘事例－誤った関税コード

## 誤った関税コードの使用



## 輸入申告書類

- －通関業者に全てまかせっきりであったが、通関業者も詳細は知らなかった。
- －テクノロジーの進歩により当初の申請時からコンテンツが変わっていた。

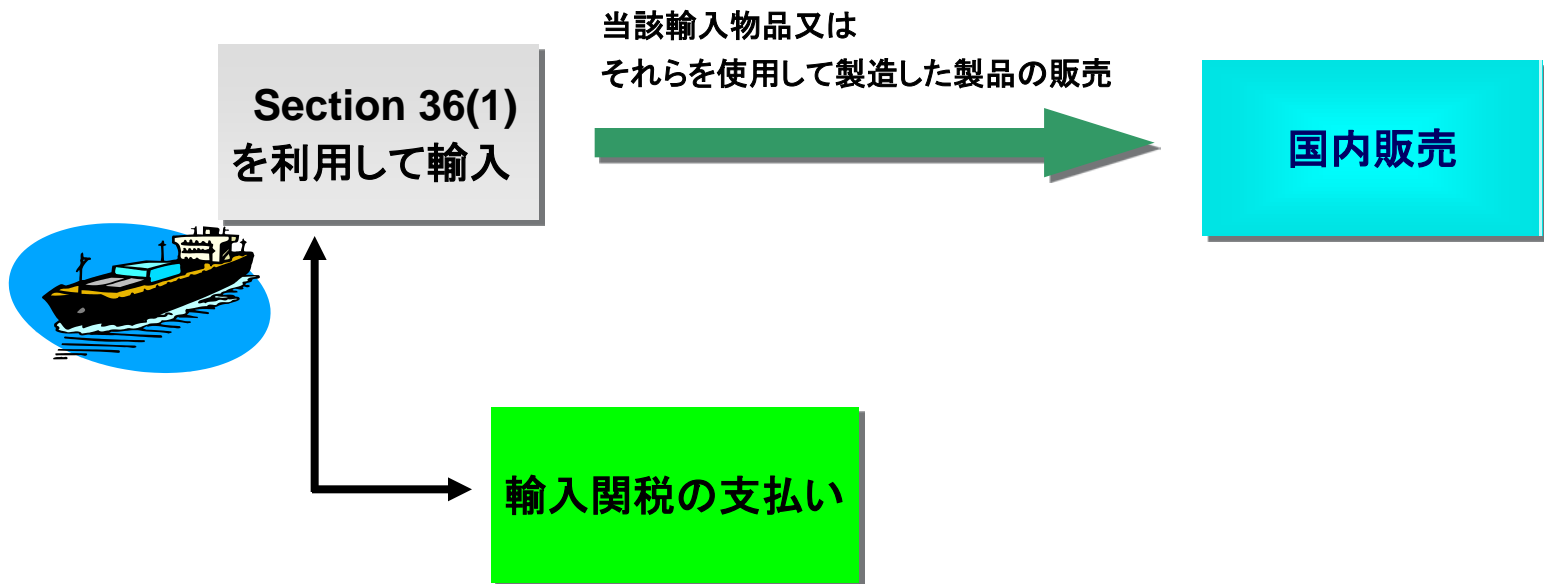
## 5-4. 指摘事例－申告額の加算漏れ

通関時の申告額に加えられるべき金額/項目を知らなかった、または誤って申告しなかったケース

- 輸入物品に付属して輸入される材料、部品、その他類似のもの
- 輸入物品の製造に使用された工具、治具、金型、その他類似のものの価額
- 輸入物品の製造に使用された材料の価額
- 輸入物品を製造するために必要とされたエンジニアリング、開発、装飾、デザイン、企画、その他図面作成などの作業のために輸入国外で発生した費用
- 輸入物品に関するコミッション、その他手数料
- 輸入物品に関連するロイヤリティー、ライセンス料などの支払い額
- 輸入物品の販売、処分、使用後に、間接又は直接的に販売者に支払われなければならないリベート

5-5. 指摘事例—BOI関連 1/3

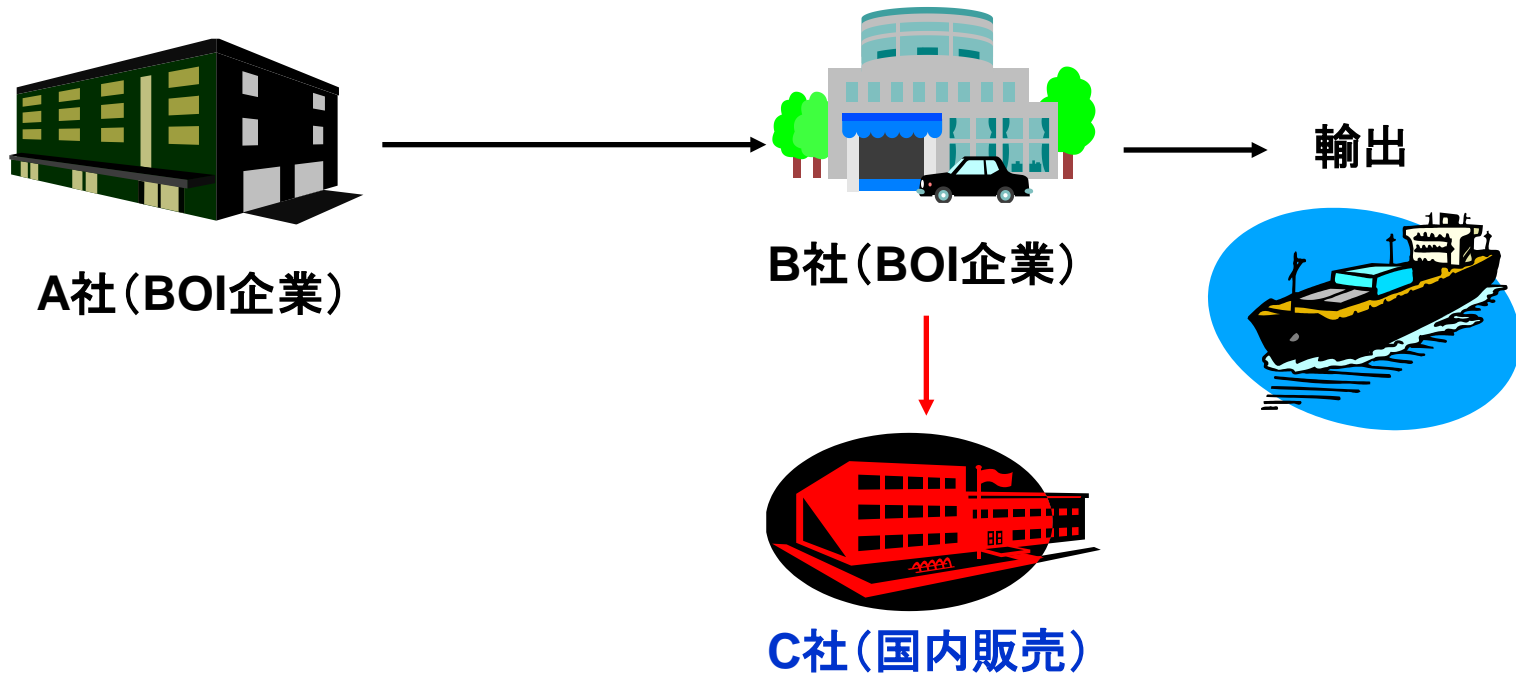
関税法Section36(1)に規定されたBOIの免税恩典を利用した場合のミス（その1）



BOI 企業は、輸入関税を免除された物品、または当該物品を使用して製造した製品を国内販売する場合、当該輸入物品に関わる輸入関税を遡って支払う必要がある

5-5. 指摘事例—BOI関連 2/3

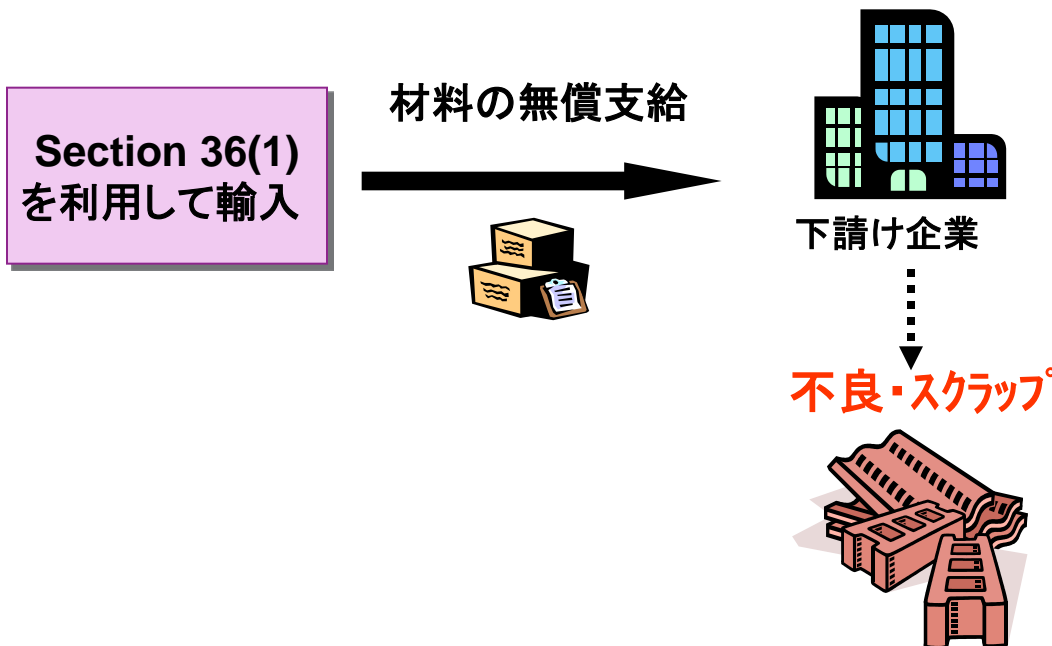
関税法Section36(1)に規定されたBOIの免税恩典を利用した場合のミス（その2）



**B社がA社に報告することなくC社に国内販売した場合、A社が関税納付義務を負う**

## 5-5. 指摘事例—BOI関連 3/3

## 関税法Section36(1)に規定されたBOIの免税恩典を利用した場合のミス（その3）



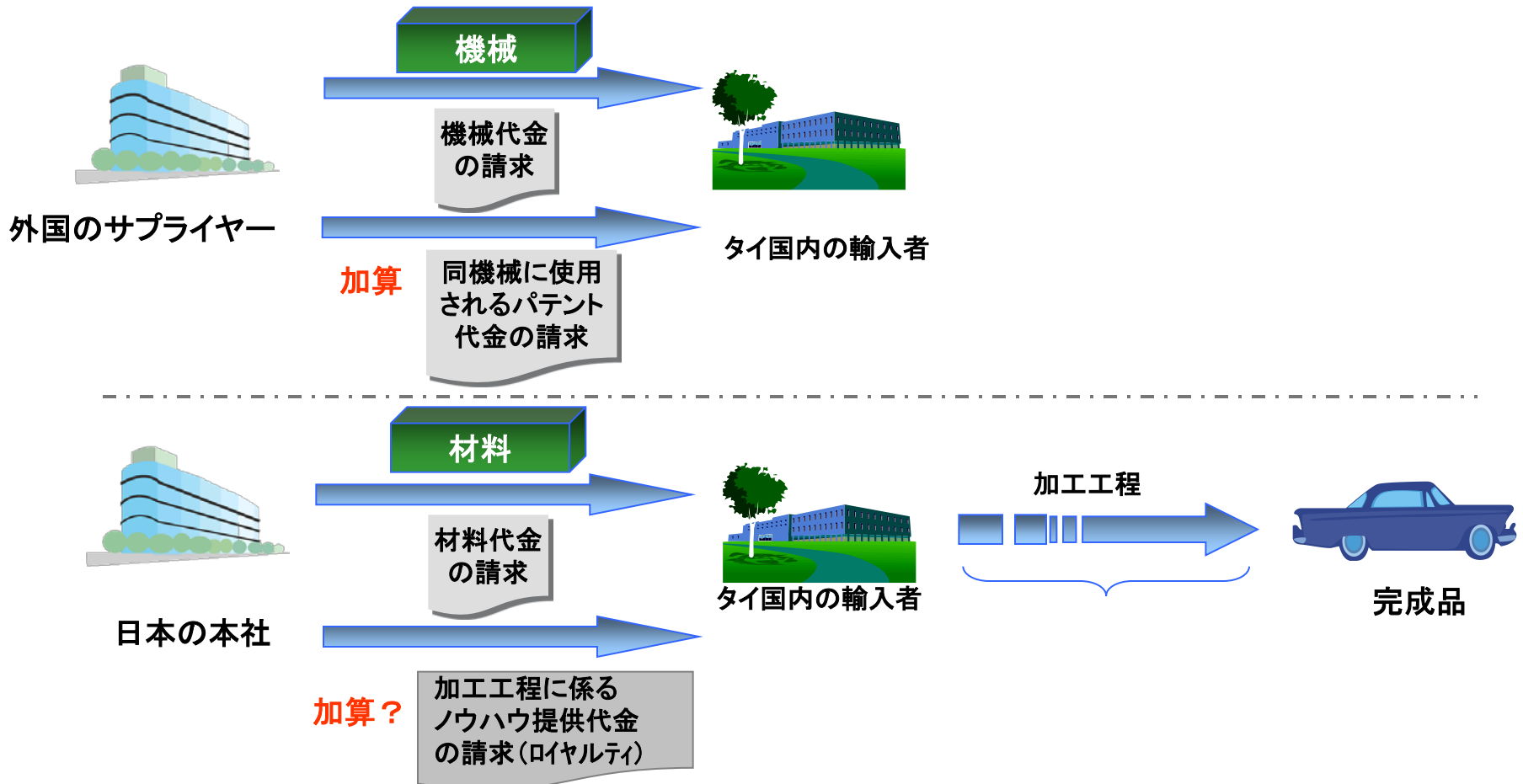
BOI 企業は、下請け企業に無償支給した材料から生じた不良・スクラップについても、タイ国内で処分する場合には輸入関税を支払う必要がある。

## 6-1. 通関申告額に含めるべきロイヤルティーの範囲の混乱

### 関税法 9条

以下の項目は、輸入物品の取引価額に算入される。

(1) 当該“輸入物品”について、直接又は間接的に関連するロイヤルティー或いはライセンスフィーの額



## 6-2. 通関申告額に含めるべきロイヤルティ

## 問題点

物品の取引価額に算入されるべき「ロイヤルティ」の要件が明確になっておらず、調査担当官の裁量に委ねられている。

## &lt; WCO (World Custom Organization) における確認事例 &gt;

## ● 取引価額に加算すべきロイヤルティ

ケース① 特定のpatentを使用して製造された機械の輸入について、patentの使用料が機械代金と別に請求された場合

ケース② サプライヤーが保有しているキャラクターの意匠使用権について、当該キャラクターの意匠を用いてデザインされた衣料品の輸入について、キャラクターの使用料が衣料品代金と別に請求された場合

## ● 取引価額に加算しないロイヤルティ

ケース③ 海外の化粧品会社が有する登録商標と製造方法を用いて、国内の会社が製品生産しており、当該登録商標と製造方法に係るロイヤルティが別途請求された場合。なお、国内の会社は、主原料を当該海外の化粧品会社から輸入し、その他の材料は国内で調達している。

“輸入物品”と“加工工程”に係るロイヤルティは明確に区分し、説明できるよう準備が必要

## 7. 関税追徴リスクを軽減するための対策

①通関に必要な書類の整合性をチェックする手続の整備

②社内手続の実行状況を内部監査等によりモニタリング

③経理部門、購買部門、営業部門のスタッフにも関税法の知識を教育

④関税法及びBOI関連法規についてのアップデート

⑤通関書類を直接取り扱う担当者への定期的な研修

⑥何かあったら早期に関税専門コンサルティングへのご相談



